

平成 29 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
生産国における現地情報の収集
(欧州地域等)

報 告 書

抜粋

<< イタリア >>

平成 31 年 3 月

林野庁

目 次

: 本国別報告書の抜粋（要約）箇所

1	報告書の概要	1
2	事業の概要	2
2.1	事業の背景及び目的	2
2.2	事業の実施内容等	2
2.3	事業の実施体制	10
3	クリーンウッド法の概要	11
3.1	基本方針	11
3.2	合法性の確認方法	11
4	生産国における現地情報の収集	14
4.1	ルーマニア	14
4.2	エストニア	43
4.3	ラトビア	96
4.4	イタリア	138
4.5	南アフリカ	159
4.6	フィジー	187
4.7	フィンランド	216
4.8	スウェーデン	246

1 報告書の概要

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」という）が施行された。また、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 29 年度補正予算において、生産国における現地情報の収集が予算化され、企画競争の結果、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会を構成員とする共同事業体の企画が採用され、本事業が実施された。

本事業の目的は、木材関連事業者が効率的に木材等の合法性確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することである。

調査対象国は、ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア、フィジー、南アフリカと、文献調査のみのフィンランド及びスウェーデンの計 8 カ国であり、それぞれの国において木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等が収集された。

各調査対象国の現地調査及び文献調査は平成 30 年 3 月から 11 月にかけて実施され、調査結果の詳細は本報告書の第 4 章に整理されている。

また、本事業の円滑かつ効果的な実施のため、林野庁、学識経験者、業界団体等から成る調査委員会が設置され、事業実施期間中に 3 回の調査委員会が開催された。

本事業の成果は、平成 31 年 2 月中旬に開催された成果報告会において広く関係者に報告された後、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる様式で整理するとともに、本報告書にとりまとめられた。

2 事業の概要

2.1 事業の背景及び目的

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 28 年 5 月に「クリーンウッド法」が制定され、1 年後の平成 29 年 5 月 20 日に施行された。そして、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

クリーンウッド法第 5 条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第 6 条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が合法的に伐採された木材かどうかを判断するために、「デュー・ディリジェンス」（払って然るべき正当な注意義務及び努力）の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。

また、国は、合法伐採木材の利用のための判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開しており、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報を掲載している。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 27、28 年度の先行事業に引き続き、平成 29 年度補正予算において『「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）」として本事業が実施された。

本事業は、「クリーンウッド法」に基づいて木材関連事業者による合法性の確認等の取組を一層推進するため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することを目的としている。

2.2 事業の実施内容等

2.2.1 事業の内容

『「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）」に係る仕様書』に示された本事業の具体的な内容は、次のとおりである。

1) 事業概要

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめる。

2) 事業の具体的内容

事業の具体的内容は以下の通りとする。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議の上で実施することとする。

(1) 調査対象国

ルーマニア、エストニア、ラトビア、フィジー、南アフリカ等
(文献調査対象国として、フィンランド及びスウェーデンが追加指示された)

(2) 調査内容

- ア 木材流通状況調査
 - ・調査対象国の木材流通の特徴(主要な木材輸出製品、木材の原産国等)
 - ・違法伐採に関する情報の有無・あればその内容
- イ 森林の伐採に関する法令等の調査
 - ・伐採に関する法令の概要
 - ・伐採に関する許可証等の法令に基づく書類の有無
 - ・伐採の合法性が確認できる書類(証明システム)の事例及びその発行条件
- ウ 木材の流通段階における法令調査
 - ・木材の流通段階における法令の有無及び事例
 - ・木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例

2.2.2 事業実施の基本方針

事業の実施にあたっては、上記の事業の目的及び実施内容等を十分に踏まえた上で、次の基本的な実施方針を掲げて、事業の効率的かつ効果的な実施に取り組んだ。

1) 調査対象国の選定

本事業の目的及び実施内容を踏まえた上で、より効果的な実施成果を得るために、『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(欧州地域等)に係る仕様書』に記載された調査対象国7カ国に、イタリアを追加し、計8カ国を調査対象国とした。

イタリアは、木製家具の日本輸入額がアジア圏に次いで突出して大きく、製材や合板の輸入額も近年著しく増加している。その一方で、同国については、バルカン諸国やアフリカ諸国の高リスク国からの木材が混入する重大なリスクが報告されている。2018年2月時点で「クリ

ーンウッド・ナビ」に掲載されておらず、同国の現地情報の収集が重要であると判断した。

表 2.2.1 本事業の最終的な調査対象国

調査区分	調査対象国
現地調査	【欧州地域】 ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア 【大洋州地域】 フィジー 【アフリカ地域】 南アフリカ 計 6 カ国
文献調査のみ	【欧州地域】 フィンランド、スウェーデン 計 2 カ国
合計	計 8 カ国

2) 調査範囲

調査対象とする範囲、若しくは調査の枠組みとして、クリーンウッド法第 6 条において木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として課せられた「判断の基準」に基づいて、次のマトリックス表を活用した。なお、「判断の基準」は、EU 木材規則の「デュー・ディリジェンス」と近い概念となっている。

表 2.2.2 判断の基準に基づくマトリックス表

デュー・ディリジェンス	素材生産	加工	輸出	輸入	販売	建築・建設	その他
情報の収集							
合法性の確認							
追加的措置							

判断の基準の構成要素としては、①情報の収集、②合法性の確認、③追加的措置がある（EU 木材規則のデュー・ディリジェンスの構成要素は①情報の収集、②リスク評価、③リスク低減となっている。）。それぞれについて、工程別の手法と留意事項を、製品種目の違いを考慮しながら情報収集して分析・整理することとした。

工程については、素材生産から加工、輸出までの段階を主な調査対象とすることとした。

木材流通の対象製品は、丸太、製材品、木材チップ・木質ペレット、合板・集成材、木製家具、紙を想定しつつ、調査対象国の状況等により、実行関税表第 9 部第 44 類(紙の場合は第 48 類)に掲げられている品目を、基本的に調査対象とすることとした。

ただし、日本への木材等の輸入状況は調査対象国ごとに異なるため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等に取り組むために求める調査結果も国ごとに異なる。したがって、事例については、各国の日本への輸入が特徴的な品目に焦点を当てて、情報収集を行うこととした。

(1) 「情報の収集」の手法と留意事項に関する調査範囲

各国の合法性の定義（関連法令、許認可制度及び必要書類）と特異性に関する情報を対象として収集・分析し、「輸出国側が木材及び木材製品について何をもって合法としているか」を明らかにすることとした。

(2) 「合法性の確認」に関する調査範囲

クリーンウッド法上の合法性の範囲とは必ずしも一致しないが、より幅広い合法性の情報を整理するため、EU 木材規則の合法性の範囲を参考とした。EU 木材規則の合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材貿易連盟（ETTF）もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- ☑ 合法伐採権（土地所有権、コンセッションライセンス、森林管理・伐採計画、伐採許可）
- ☑ 税金と手数料（ロイヤルティの支払と伐採手数料、付加価値税とその他売上・販売税、収入及び利益税）
- ☑ 木材伐採（林業（木材伐採）規制、保護地域及び樹種、環境配慮事項、安全衛生、合法的な雇用）
- ☑ 第三者の権利（慣習的な権利、自由で事前の十分な情報に基づく同意（FPIC）、先住民族の権利）
- ☑ 貿易と輸送（樹種・量・品質の分類、貿易と輸送、外国間貿易と振替価格操作、税関規制、CITES（ワシントン条約）、デュー・ディリジェンス/デュー・ケア）

本事業では、特に木材伐採や第三者の権利に関する項目について、持続可能性に配慮した調達で社会的な関心が高まる傾向にあるため、十分な確認を行うこととした。

(3) 「追加的措置」に関する調査範囲

クリーンウッド法では、合法性の確認ができない場合、追加的措置が必要とされている。追加的措置の手法については、EU 木材規則下のリスク低減の手法が参考になると考えられた。

ETTF が EU 木材規則に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- ☑ 現地サプライチェーン監査（CoCに特化）
- ☑ 森林管理ユニット（FMU）監査（現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認）
- ☑ 認証/証明木材を要求する
- ☑ サプライヤー代替
- ☑ サプライチェーンマッピング（追加情報の要求）

本事業では、このようなリスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国におけるリスク情報を整理した上で、どのような追加的措置の手法が有効かを考察することとした。

また、最近の持続可能性に配慮した調達においては、監査や認証プロセスにおいて、どのようにして書類と現場・現物の実態に乖離が出ないようにするかが重要になってきているため、こうした点についての確認にも留意することとした。

2.2.3 事業の実施

本事業は、生産国における「現地情報の収集調査の実施」と、「調査委員会の開催」の2つのコンポーネントで構成され、その結果を「成果報告会の開催」に収斂させ、事業成果につなげるものである。

本事業の実施に当たっての作業フローは、図 2.2.1 に示すとおりであり、それぞれのコンポーネントの実施内容は次のとおりである。

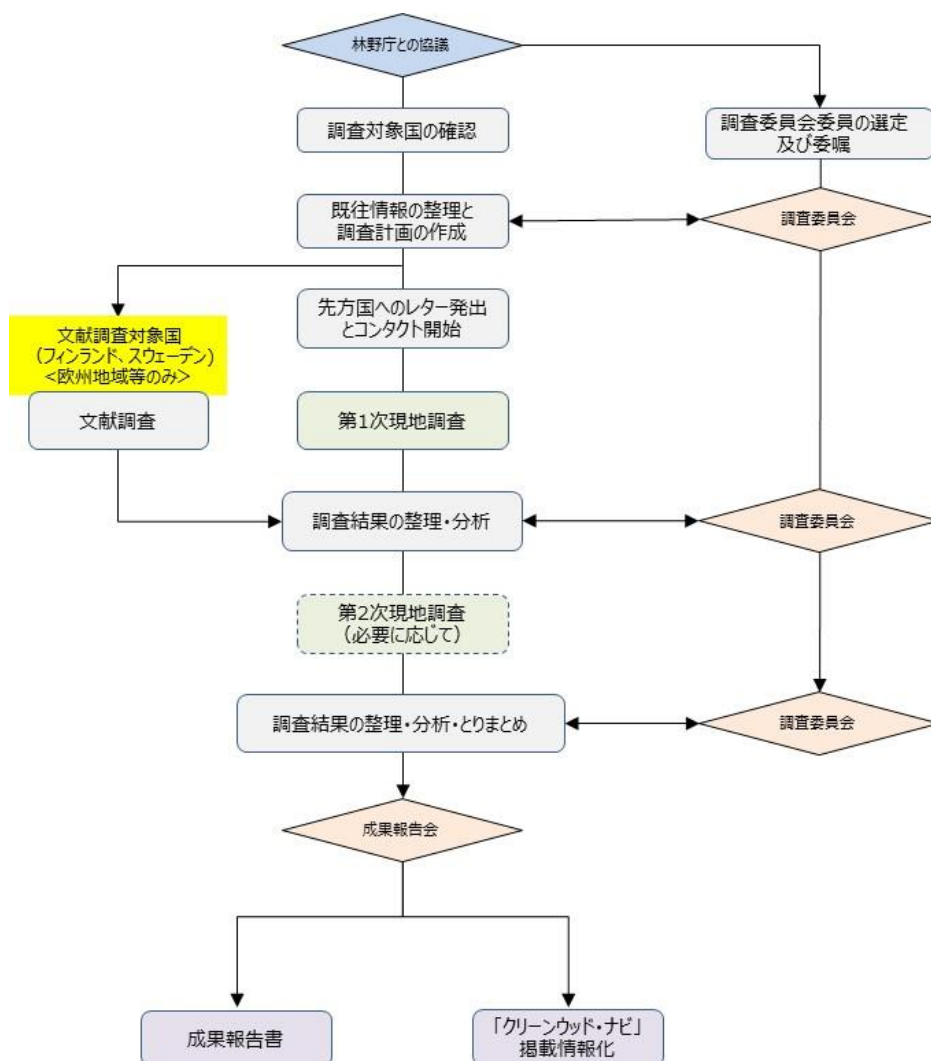


図 2.2.1 本事業実施の作業フロー

【生産国における現地情報の収集】

1) 既往情報の整理

インターネットに公開されている情報を収集して、あらかじめ各国の法令やシステムの概要を把握して、現地調査で情報収集する内容を計画した。その際には、以下の Web サイトを中心とした違法伐採に関する情報も収集した。

◆ Forest Legality Alliance (<http://www.forestlegality.org/risk-tool>)

米国の環境系シンクタンクである World Resources Institute が運営している。国別の関連法令及び必要書類、森林資源の概況、管理実態の概況、木材製品の概況、関連組織のリスト

(業界団体、NGO、行政機関)、リスク評価・低減ツールを掲載している。

◆ **NEPCon (<http://www.nepcon.org/forestry-risk-profiles>)**

デンマークの合法性証明・森林認証関連 NGO が運営しており、上記と同様の内容である。特に、デュー・ディリジェンスの情報の収集、リスク評価及び低減について、具体的な手順に沿って、情報を網羅的かつ簡潔にまとめている。

◆ **Illegal Logging Portal (<http://www.illegal-logging.info>)**

英国の王立国際問題研究所 Chatham House が運営しており、全世界の違法伐採材対策に係る幅広い情報を提供している。国別に最新の関連ニュースをまとめており、最新動向や関係機関を知る手がかりとして有効である。

◆ **Environmental Investigation Agency (<https://eia-global.org>)**

米国に本部を置く潜入捜査を専門とする環境 NGO が運営しており、世界各地で木材業者を装い違法伐採材の商談を行うことで違法性の裏付けを行っており、デュー・ディリジェンスを実施する際の具体的な注意点が実例を通して理解できる。

2) 現地調査の実施

(1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、表 2.2.2 に示した工程別の判断の基準の構成要素に着目して、情報を収集した。収集する情報は、主に、中央政府の森林に関する行政機関、通商産業に関する行政機関において施行している木材生産及び取扱い、流通・加工・輸出に係る法令や許認可等のシステムとし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、まず、木材生産者、木材加工業者、流通業者、木材輸出業者等の業界団体等を対象に聴き取り調査を行い、業者のリストやサプライチェーンや産業連関の概況、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続に必要な書類（様式）の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されている主に EU に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。さらに、FSC、PEFC 及び PEFC と相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況についても調査した。

(2) 調査対象国ごとの調査ポイント

それぞれの調査対象国における木材等の日本への輸出状況を踏まえ、焦点を当てた調査内容は表 2.2.3 に示すとおりとした。

表 2.2.3 調査対象国ごとの調査ポイント

特徴 国名	概 況	調査ポイント
欧 州		
ルーマニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集成材、合板などを日本へ輸出している。 ・ 森林伐採施業と加工輸出のリスク情報が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採段階、木材流通段階(隣国への輸出輸入)に焦点を当てた。 ・ 特にオーストリアへの輸出に関連して、オーストリアの木材流通段階についても確認した。
エストニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、木材チップ、集成材などを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採段階、木材流通段階(原料の輸入、隣国への輸出)に焦点を当てた。
ラトビア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板などを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採段階、木材流通段階(原料の輸入、隣国への輸出)に焦点を当てた。
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板、木製家具などを日本へ輸出している。 ・ 高リスク国からの原料を使用していると指摘されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に木製家具の木材流通段階(原料の輸入・加工・輸出)に焦点を当てた。
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板などを日本へ輸出している。 	<p>【文献調査のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材流通段階に焦点を当てた。 ・ 原料の輸入についても留意した。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板、木製家具などを日本へ輸出している。 	<p>【文献調査のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材流通段階に焦点を当てた。 ・ 原料の輸入についても留意した。
太平洋州		
フィジー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に人工林から生産されている。 ・ 主に木材チップを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工林の伐採段階に焦点を当てた。
アフリカ州		
南アフリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に人工林から生産されている。 ・ 主に木材チップを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工林の伐採段階に焦点を当てた。

(3) 現地調査の実施

本事業の調査対象国のうち、ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア、フィジー及び南アフリカの6カ国に関連して、下表のとおり現地調査を実施し、必要な情報を収集した。

表 2.2.4 調査対象国別の情報収集調査の概要

調査対象国	現地調査期間
ルーマニア	平成30年7月6日～7月22日
イタリア	平成30年9月2日～9月16日 平成30年11月21日～11月25日(注:中国上海において開催されたアジア向けのイタリア家具の展示会にて情報を収集した。)
エストニア	平成30年8月13日～8月24日
ラトビア	平成30年9月28日～10月11日
フィジー	平成30年9月4日～9月18日
南アフリカ	平成30年9月17日～9月30日

【調査委員会の開催】

本事業では、生産国における現地情報を効率的かつ的確に収集するとともに、木材関連事業者が理解・活用しやすく整理することが必要であるため、林野庁の他、木材等製品の流通、合法性等に関する学識経験者、業界団体、NGO 等から成る調査委員会を設置し、委員より多角的な助言を得ながら、事業を進めた。

調査委員会委員は、林野庁担当者との協議の上、表 2.2.5 に示す 6 名を選考して委嘱した。

表 2.2.5 調査委員会委員

No.	種別	氏名	所属
1	学術経験者	柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 教授
2		百村 帝彦	九州大学熱帯農学研究センター 大学院地球社会統合科学府 准教授
3	業界団体	上河 潔	日本製紙連合会 顧問
4		岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
5		森田 一行	一般社団法人全国木材組合連合会 常務理事
6	NGO	橋本 務太	WWFジャパン 森林グループ長

調査委員会は、本事業の実施期間中に、3回（開始時、中間報告時、取りまとめ時）開催した。各調査委員会の開催時期、目的・内容等は、下記に示すとおりである。

表 2.2.6 調査委員会の開催時期及び目的・内容

調査委員会	開催年月日・場所	開催目的・内容
第1回	日時：平成30年5月25日（金）14：00～16：00 場所：TKPスター貸会議室 四谷 第1会議室 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-8-6	<ul style="list-style-type: none"> 委員の紹介 本事業の背景、事業内容等の説明 調査対象国の概要説明及び現地調査の実施計画（案）の説明 本事業の実施方針等に関する協議 等
第2回	日時：平成30年8月31日（金）14：00～16：00 場所：主婦会館ブラザエフ 3F コスモス 〒102-0085 東京都千代田区六番町15	<ul style="list-style-type: none"> ルーマニア、エストニアにおける現地調査結果の概要説明 ラトビア、イタリア、フィジー、南アフリカの事前情報収集調査結果の概要説明 今後の現地調査の実施方針・方法等に関する協議 等
第3回	日時：平成31年1月18日（金）13：00～15：30 場所：主婦会館ブラザエフ 8F パンジー 〒102-0085 東京都千代田区六番町15	<ul style="list-style-type: none"> 全調査対象国の調査結果のとりまとめに係る説明 今後の報告会開催、報告書の最終化等の方針・方法等に関する協議 等

【成果報告会の開催】

各調査対象国における現地調査・文献調査の結果について、「クリーンウッド・ナビ」への掲載に先がけて、木材等関係事業者、関連業界団体、NGO 等、広く関係者に報告するため、下記のとおり、成果報告会を開催した。

日時：2019年2月15日（金）
13時30分～16時30分
場所：主婦会館ブラザエフ
9F 「スズラン」
〒102-0085
東京都千代田区六番町十五番
参加者数：62名



2.3 事業の実施体制

本事業を実施するに当たり、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行うため、それぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調査の豊富な経験を有する技術者を多く配置する必要がある。そのため、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会が共同事業体を形成し、本事業を実施した。

共同事業体の両構成員が調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を分担して実施した後、主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会が、収集した情報をとりまとめて整理した。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会に、管理技術者、照査技術者及び事業責任者（主査）を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査を含む事業担当技術者には、海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林技術協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置した。

表 2.2.7 事業実施・バックアップ体制（主な業務従事予定者）

区 分	氏 名	所属・役職
管理技術者	金森 匡彦	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ グループ長
照査技術者	小林 周一	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ グループ長
主査	西尾 秋祝	(一社)日本森林技術協会 事業部 指導役(国際協力グループ)
業務担当者		
	松本 淳一郎(副査)	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ リーダー
	久納 泰光	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ
	中村 有紀	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ
	小松 隆平	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	佐藤 雄一	(一社)全国木材検査・研究協会 専務理事・調査研究部長
	佐々木 亮	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部副部長
	祇園 紘一郎	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
	大久保 尚哉	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
	武政 有香	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
(バックアップ)		
	藤井 創一郎	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	佐藤 顕信	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	吉田 城治	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	郡 麻里	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	永野 裕子	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	宮部 秀一	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ リーダー
	島崎 奈緒実	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ 事務主任

4.4 イタリア

4.4.1 木材等の生産及び流通の状況

森林・林業の概況

FAO 世界森林資源評価 2015 によれば、イタリア国土の約 3 分の 1 にあたる 920 万 ha を森林が占めており、そのうちの 9 割超である 850 万 ha が天然更新による二次天然林である。一次天然林（1%強：9.3 万 ha）や主にポプラで構成する植林（7%弱：64 万 ha）は僅かである（図 4.4.1）。

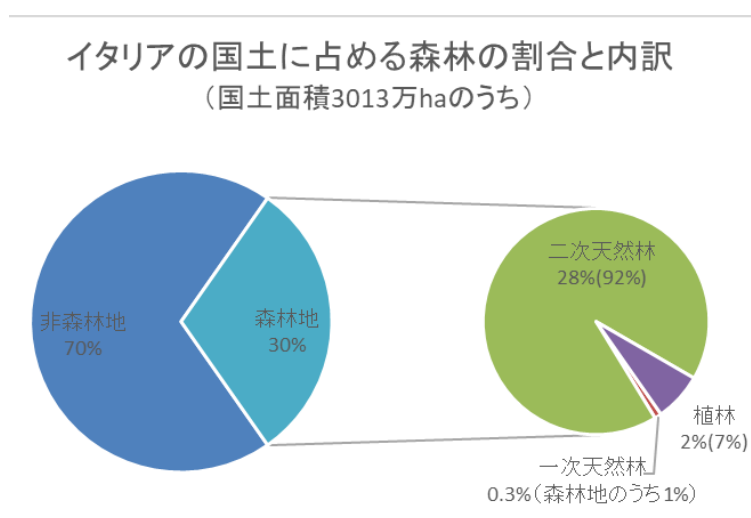


図 4.4.1 イタリアの国土に占める森林の割合と内訳（2015 年）¹

標高分布としては、森林のほとんどが丘陵もしくは山岳地帯に位置しており、65%は標高 500m 以上の高地に属する。

林相については、森林の 42%が主に中部以南に優勢な萌芽更新する灌木林・低木林で、36%が主に北東部トレンティーノ＝アルト・アディジェ州を含む南チロル地方等に優勢な木材生産に適した針葉樹等の高木林である。残りは河畔林や岩稜林等である。（図 4.4.2）

樹種別の蓄積量ベースでは、約 3 分の 2 をヨーロッパブナ、ヨーロッパナラ、ポプラ（セイヨウハコヤナギ）、ヨーロッパグリ等の広葉樹が占め、残りの大半をヨーロッパアカマツ、ドイツトウヒ、オウシュウカラマツ等の針葉樹が占める。

¹ FAO 世界森林資源評価 2015

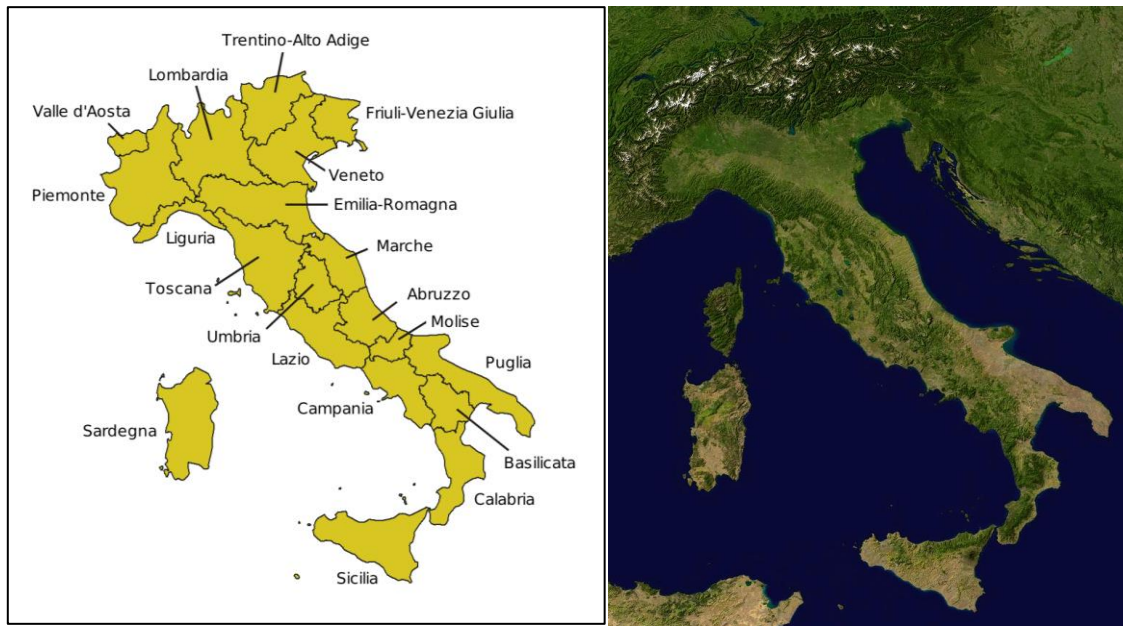


図 4.4.2 イタリアの州地図²と衛星画像³

森林行政の体制

行政体制は、中央政府においては、農業食糧・林業政策省が林政の戦略目標の策定を担当する。しかし、1977年より、伐採許可証の発行や管理計画の承認を含む農林行政の法的権限および責任を、州級当局に委譲している^{4,5}。特別自治州を含む州級当局の単位で関連法の立法も担い、州法または県法に則り許認可を経て計画や伐採を実施する必要がある。したがって、同国における関連する法的枠組は、19州と2県の森林法及びその附属法が存在することになる。それら法律の施行に係る巡察や監視は、元来農業食糧・林業政策省の管轄下にある森林警察が担当していたが、近年は軍隊を構成する国家治安警察隊（Carabinieri Forestali）に権限が移譲されている。

木材製品の生産・輸入・輸出の概況

国産材生産量は、利用可能な統計情報が限定的であるが、2015年は5百万立米程度で減少傾向にあり、それまでの10年間で半減しており、木材自給率は2割強であるものと推計される。

輸入材については、2016年に総額52億米ドル、総重量14.8百万トンを記録している。

図 4.4.3 の通り、総輸入額・重量共に主に木質パルプや製材が多く、品目を問わず一定水準で推移している。

同年の輸入相手先国別割合の上位国としては、金額・重量共に、隣国の一大林産国・オーストリアを筆頭としたEU加盟国及びスイスが7割弱を占めており、他にブラジル、ウルグアイ、米国等の米州各国が2割を占める。また、アドリア海を挟む隣国ボスニア・

² By Stephan Brunker - first upload in de.wikipedia by Stephan Brunker, CC 表示-継承 3.0, <https://commons.wikimedia.org/w/index.php?curid=184348>

³ Wikimedia Commons, the free media repository

⁴ イタリアの地方行政区画の階層構造：中央政府＞州級=Regione（普通州・特別自治州）＞県級=Provincia（県・大都市）＞共同体=Comune（基礎自治体である共同体の下位に、区に該当する Municipi 及び分離集落=Frazione が存在する）

⁵ D.P.R. n. 616 del 24 Luglio 1977 "Attuazione della delega di cui all'art. 1 della legge 22 luglio 1975, n. 382", (Capo VIII). (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.del.presidente.della.repubblica:1977-07-24;616!vig=>)

ヘルツェゴビナより、重量ベースで特に高い値を示す薪炭類を輸入している（図 4.4.4）。

また、同年までの5年間における輸入増加率が最も高い輸入相手先の上位国は、金額・重量共に、特に木質パルプの輸入先であるウルグアイが顕著である。反対に、減少率が最も高いのは、特に木質パルプの輸入先としてのカナダやチリが挙げられる（表 4.4.1）。

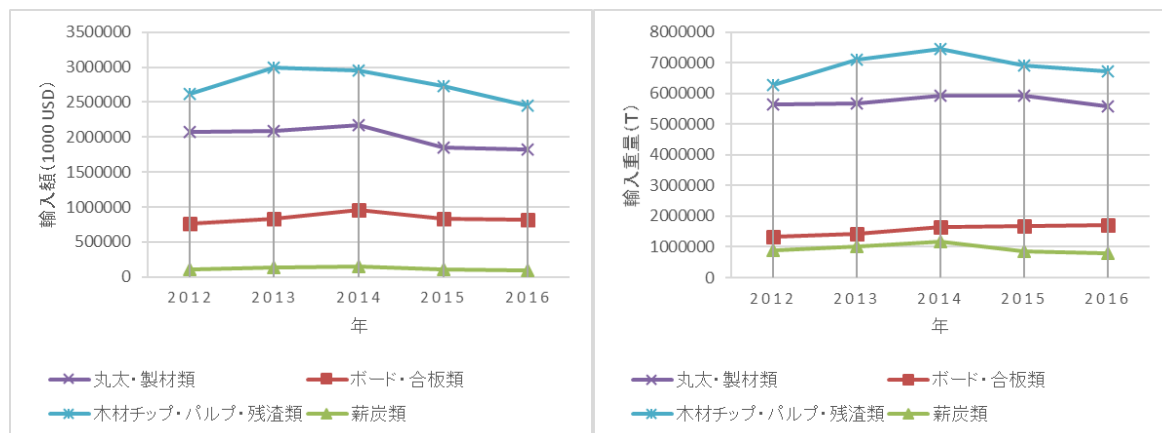


図 4.4.3 イタリアによる木材・木材製品の品目別年間総輸入額（左）・輸入重量（右）の推移（2012年-2016年）⁶

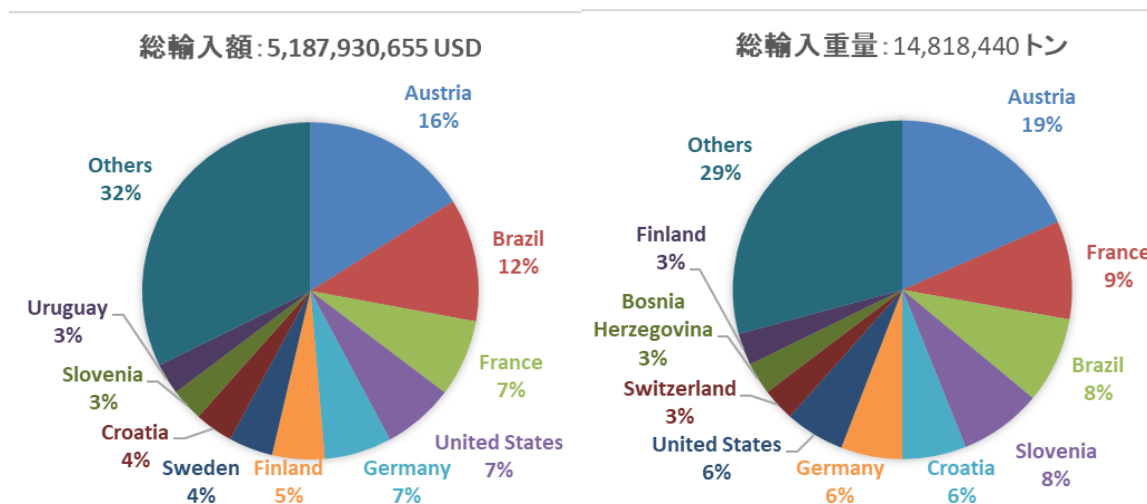


図 4.4.4 イタリアによる木材・木材製品の輸入相手先国別割合（2016年・輸入額（左）及び重量（右）ベース）

⁶ イタリアの木材貿易関連統計は、特筆しない限りすべて Royal Institute of International Affairs (Chatham House) のウェブサイト (<https://resourcetrade.earth/>) による

表 4.4.1 輸入増加率（左）・減少率（右）が最も高い輸入相手先の上位5か国
（2011年-2016年・輸入額及び重量ベース）

順位	増加率の高い輸入相手先国				減少率の高い輸入相手先国			
	金額		重量		金額		重量	
1	ウルグアイ	+88%	ウルグアイ	+86%	カナダ	-26%	チリ	-20%
2	ポーランド	+4.5%	ラトビア	+22%	チリ	-24%	カナダ	-18%
3	フィンランド	+4.3%	ポーランド	+9%	チェコ	-15%	スイス	-10%
4	ホスニア・ヘルツェゴビナ	+3.6%	ブラジル	+8.6%	中国	-12%	カメルーン	-4.1%
5	ブラジル	+1.5%	ブルガリア	+8.5%	インドネシア	-11%	チェコ	-3.8%

一方で、輸出材については、2016年に総額15億米ドル、総重量3.2百万トンであり、大幅な輸入超過である。

図 4.4.5 の通り、総輸出額においては、主にパーティクルボードや中密度繊維板、製材及び木材残渣を輸出しており、重量ベースでは特に木材残渣が多く、品目を問わず一定水準で推移している。

同年の輸出相手先国別割合の上位国としては、金額・重量共に中国が筆頭であるが、特に重量ベースでは3分の1を占めるに至っている。ただし、品目内訳としては、中国向けには主に重量の大きい傾向にある木材残渣を大量に輸出しているのに対して、英国を含む近隣のEU加盟国や米国向けには、比較的付加価値の高い製材やボード・合板類を輸出している（図 4.4.6）。

また、同年までの5年間に於ける輸出増加率が最も高い輸出相手先の上位国として、マレーシアやタイが挙げられるが、金額・重量共に木質パルプや木材残渣の輸出増加が著しく影響を与えている。反対に、減少率が最も高いのは、主にインドネシア向け木質パルプや中近東向けの製材及びボード類である（表 4.4.2）。

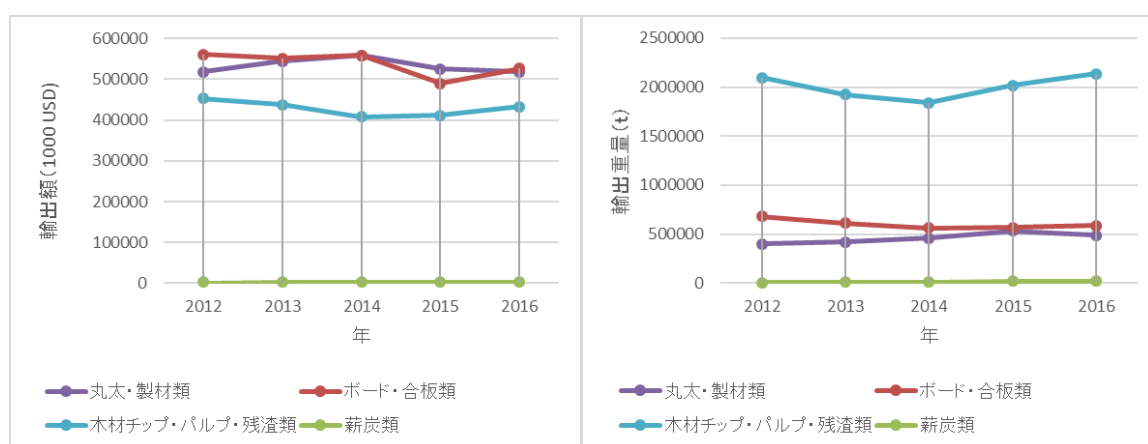


図 4.4.5 イタリアによる木材・木材製品の品目別年間総輸出額（左）・輸出重量（右）の推移（2012年-2016年）

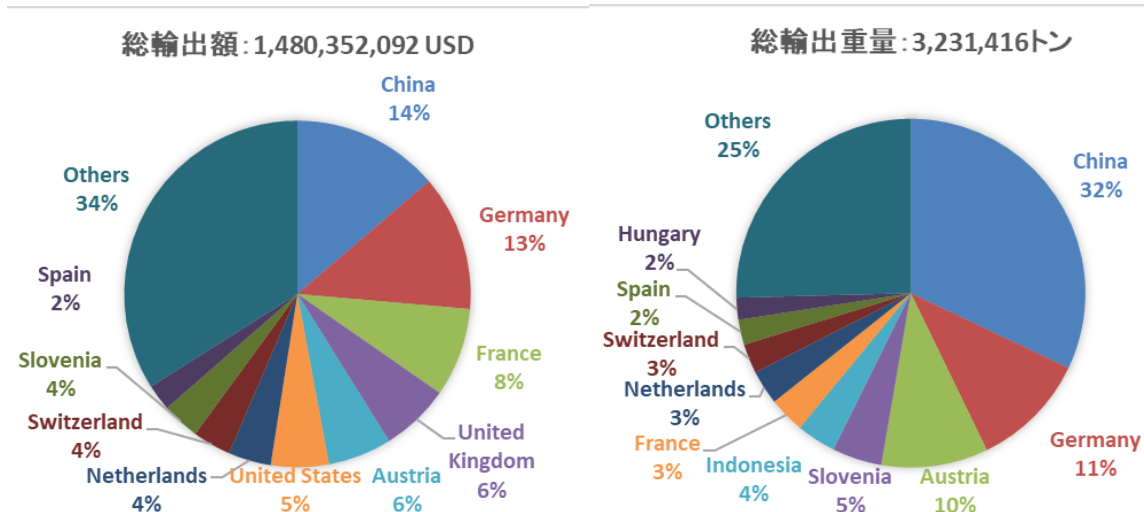


図 4.4.6 イタリアによる木材・木材製品の輸出相手先国別割合 (2016年・輸出額(左)及び重量(右)ベース)

表 4.4.2 輸出増加率(左)・減少率(右)が最も高い輸出相手先の上位5か国 (2011年-2016年・輸出額及び重量ベース)

順位	増加率の高い輸出相手先国				減少率の高い輸出相手先国			
	金額		重量		金額		重量	
1	ブルガリア	+19%	マレーシア	+42%	インドネシア	-15%	ロシア	-14%
2	マレーシア	+19%	タイ	+21%	トルコ	-15%	レバノン	-12%
3	米国	+10%	ベトナム	+21%	サウジアラビア	-14%	サウジアラビア	-11%
4	タイ	+10%	韓国	+19%	ギリシャ	-13%	インドネシア	-11%
5	豪州	+9.9%	米国	+17%	レバノン	-12%	ギリシャ	-10%

イタリアによる対日に限定した輸出材については、2016年に総額8.3百万米ドル(輸出相手先国中33位)、総重量7.8千トン(同41位)である。

図 4.4.7 の通り、製材類の輸出額・重量が減少している一方で、ボード・合板類や木材チップ・パルプ・残渣類については増加する傾向にある。2016年までの5年間に於ける総輸出額は8.2%の減少、総輸出重量は1.8%の減少を記録している。

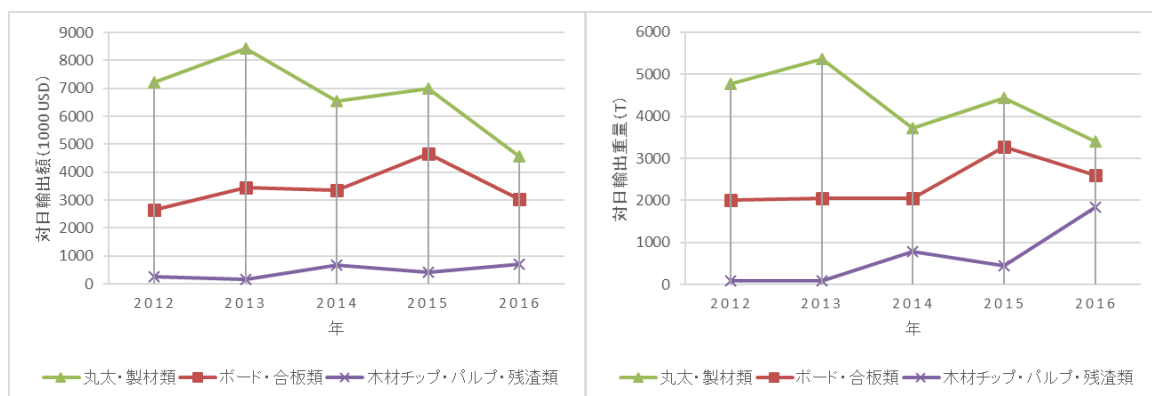


図 4.4.7 イタリアによる日本向け木材・木材製品の品目別年間総輸出額(左)・輸出重量(右)の推移(2012年-2016年)

また、2016年の我が国にとっての相手先国別輸入額順位において、イタリアは製材類及び合板類で20位に位置する。

特筆すべきは、2016年の日本の木製家具の相手先国別輸入額順位において、イタリアは中国や東南アジア諸国に次ぐ7位（50億円弱）と高水準にあり、特に付加価値の高い高級木製家具として、多額の木材が輸入されている。このことから、特に輸入木製家具分野において、その輸入に当たっての使用木材の合法性確認の重要性は高い。

表 4.4.3 日本の品目別・相手先国別輸入額におけるイタリアの順位（2016年）⁷

品目	順位
丸太・製材類	25位
ボード・合板類	18位
木材パルプ・チップ・残渣類	27位
薪炭類	37位
木製家具	7位(50億円弱)
総額(木製家具を除く)	33位

なお、イタリアにおける家具生産の一大拠点である、ミラノ近郊で使用される木材のうち、クリーンウッド法における合法性確認の対象外である再利用材の総量は、同国の原木生産量及び輸入量の総量を上回るほどであるとの聴取結果もあることから、対象とする木材が再利用材か否かをまず確認することの重要性もまた高いと言える。

4.4.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

1) 関連法令及び必要書類等

(1) 合法的な伐採権

① 土地所有権

国家森林・森林炭素蓄積インベントリ（INFC）⁸によれば、同国の森林の所有形態は、面積にして34%が公有林であり、残りの66%が民有林である。

公有林のうち2割強が国有または州有林で、残りの8割弱は県または共同体等の地方自治体が主体となり所有・管理を担っている。

民有林のうち8割を個人所有者が占めるが、その多くは小規模所有者で、管理の手が必ずしも行き届いていない。一方で法人所有林は1割にも満たない。

森林全体の7%程度の植林も、その9割弱は民有林であり、うち半分弱が北部に位置

⁷ 木製家具については、一般社団法人日本家具産業振興会「輸入家具実績表」による

⁸ Gasparini, P., Tabacchi, G. (eds.) (2011). L'Inventario Nazionale delle Foreste e dei serbatoi Forestali di Carbonio INFC 2005. Secondo inventario forestale nazionale italiano. Metodi e risultati. Ministero delle Politiche Agricole, Alimentari e Forestali; Corpo Forestale dello Stato. Consiglio per la Ricerca e la Sperimentazione in Agricoltura, Unità di Ricerca per il Monitoraggio e la Pianificazione Forestale. Edagricole-II sole 24 ore, Bologna.

するヴェネト州やロンバルディア州に存在する。

表 4.4.4 イタリアの森林面積における所有形態別割合

森林区分	面積割合	細分	面積割合
公有林	34%	国有・州有	7%
		県有・共同体有	27%
民有林	66% (植林を含む)	個人所有 (ほとんどが零細)	53%<
		法人所有	13%>

民法⁹により、所有権は、合意・契約、取得時効、相続・継承、収用により取得可能である。土地の不動産登記は、経済財務省の管轄下で土地台帳を管理する税務局（Agenzia delle Entrate）が担当しており、土地所有権移行や抵当取引に関する情報の窓口である。

表 4.4.5 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
土地権利証	伊名：Atto di provenienza ・売買契約書、相続証明書、寄付証明書等が該当する
土地登記簿・図	・独自の登記システム（Sistema tavolare）を有する一部県・区で土地権利証の役割を果たす
借地契約書	・借地に該当する場合
商工会議所法人登録証	伊名：Visura Camerale
事業登録証	伊名：Certificato di Iscrizione al Registro delle Imprese

② コンセッション・ライセンス

公有林においてはコンセッション・ライセンス制度が存在する。州級当局は、公有林のコンセッション運用に当たり、森林面積とその多面的機能の保持を図るための規則を制定する必要があり、場合によっては、運用の持続可能性を促進するために官民合同のコンソーシアムを形成することもある¹⁰。

コンセッションをコンソーシアムで運営する場合は、州・県・共同体など各級当局と民間事業者の多様な組み合わせで運営されるため、運営方法も大きく異なる。しかし、いずれの場合も、管理計画に基づき関連法令の遵守を原則として運営される。

昨今は地方分権により、州級当局等による実験的なコンセッション運用が展開されており、例えばリグーリア州において、およそ 2,700ha の公有林を無償でコンセッション提供するなど¹¹、変則的な運営方法によるコンセッションが活発化する可能性もある。

ただし、あくまでもコンセッション運用される森林面積は限定的で、運用規則の遵守も厳格に監理されていることから、法に抵触するような事例は極めて限定的であるものと推測される。

⁹ R.D. n.262 del 16 marzo 1942 "Approvazione del testo del Codice civile" (G.U. n.79 del 04 aprile 1942), artt. 80 e seguenti. (<http://www.normattiva.it/atto/caricaDettaglioAtto?atto.dataPubblicazioneGazzetta=1942-04-04&atto.codiceRedazionale=042U0262¤tPage=1>)

¹⁰ Public forests concessions and forest consortia. Orientation and modernization of the forestry sector - D.Lgs n. 227 del 18 Maggio 2001, art. 5. (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legislativo:2001;227>)

¹¹ Penco, D. (2015). Scelte gestionali del patrimonio forestale regionale e organizzazione delle strutture. La situazione in Liguria. Paper presented at ANARF 2015 meeting, Il Ruolo del settore pubblico nella gestione del patrimonio forestale: esperienze a confronto. Nuoro, 5-6th March 2015. (www.anarf.org)

表 4.4.6 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
借地契約書	(特になし)

③ 森林管理・伐採計画

州・県・共同体など各級当局の管理する公有林は全て、森林管理計画（Piani economici/Piani de assestamento）の作成が各級当局に義務付けられており、内部審査を経て承認の済んだ計画に則って管理しなければならない¹²。各州級・県級当局は、計画の名称、内容、承認手続、有効期間等の追加規則を制定する。

一方で私有林については、一部州を除き、州級当局が森林管理計画の作成を促進してはいるものの、義務ではないが、計画が州級当局に承認されれば、遵守義務が発生する。

なお、公有・私有を問わず、全て州級当局が制定する管理規則を遵守する必要がある。

INFC によれば、2005 年時点で有効な森林管理計画は全森林面積の 16%を対象とする⁸。地域によりその作成率は大きく異なり、ポルツァーノ自治県（94%）やトレント自治県（78%）を含む北部が高く、一方で対象地のほとんど存在しないような南部では低い。

前述の通り、森林管理計画の作成は、全森林面積の 34%を占める公有林で義務である一方で、実際は全森林面積の 16%のみにおいて作成されていることから、必ずしも全ての公有林において作成義務が履行されてはいない可能性を示唆している。

しかしながら、当局による計画承認の手続きには数年間を要するため、例えば F S C・FM 認証の国内基準においては、森林管理計画の作成と提出を以ってそれを有効と判断している。

表 4.4.7 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
森林管理計画	伊名：Piani economici/Piani de assestamento ・公有林は作成義務あり

④ 伐採許可

原則として、公有・私有問わず、いずれの森林においても伐採する上で許可証が必要である。しかしながら、必要な手続きを規定している森林法及び附則は、州または県においてそれぞれ制定されているため、許可証はそれぞれに異なる名称や発行手続きが定められている。

これを前提として、許可証は州級・県級当局が閾値を定める伐採面積・伐採量により、主に伐採届と伐採許可証に大別される。前者は特に灌木地等の小面積・小伐採量の施業を対象としており、発行手続きも比較的簡略なものである。後者は特に高木林や環境・水文地質規制等の対象地等の中面積・中伐採量以上の施業を対象として、発行手続きも比較的複雑である。

前者の伐採届については、多くの地方行政区において、通常申請後 60 日間以内に当局からの異議が無いことで承認したこととする制度を採用している。

なお、ロンバルディア州およびピエモンテ州においては、許可証の発行はオンライン

¹² BOSCHI E FORESTE Regio decreto-legge 30 dicembre 1923, n. 3267
(http://www.minambiente.it/sites/default/files/R.D._30-12-1923_n._3267.pdf)

ベースで可能である。

他方、主にナラやその他自生種の雑木林からの、商業用を含む薪炭材を中心に、実際の伐採・生産量の計測値が、公式統計値を上回る状態が継続している¹³。

国家治安警察隊が報告する違法伐採件数は、薪炭材の小規模施業を中心に、主に南部のバジリカータ州、カラブリア州、プッリャ州等において増加しており¹⁴、国家治安警察隊からの各級当局に対する、許可証発行手続きに関する是正通告も増加している。

表 4.4.8 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
伐採届または伐採許可証	・19州・2県により細則規定は異なる ・有効期限、伐採地範囲、樹種、伐採量等は現地確認が可能

(2) 納税と使用料支払

①ロイヤルティの支払と伐採手数料

金銭支払の関連事項は、契約または許可毎に設定され、一概に共通した要求事項は基本的に存在しない。

ただし、皆伐施業後の更新等の規制要件の確実な履行を保証するために、州級当局が保証債券 (Fidejussione) を要求する場合がある。このデポジットとして機能する保証債券額は、施業の着実な履行の確認後に払い戻しが可能となる。

この支払が要求される場合は、通常、印紙の形式で伐採のための許可証に貼付される。この支払額は、伐採量により増減するものではないことから、ロイヤルティというよりは、むしろ伐採許可手続きのための行政コストの手数料とみなすことができる。

表 4.4.9 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
伐採届または伐採許可証	印紙の貼付を確認
保証債券	該当する場合

②付加価値税とその他売上・販売税

大統領令¹⁵により、CNコード¹⁶に対応して林産物の付加価値税を、下記のように設定している。

- ・ 立木 (CN code: 06.02 - 44.01 - 44.03 - 44.04 - 45.01) : 22%
- ・ 原木 (丸太・棒) (CN code: 44.03 - 44.04) : 22%
- ・ おが屑 (CN code 44.01) : 10%
- ・ 薪およびエネルギー利用のための木質チップ (44.01) : 10%

¹³ Pettenella, D., Florian, D., Masiero, M., Secco, L. (2012). Attività illegali nella gestione delle risorse forestali in Italia/Illegal activities in the forestry sector in Italy. SCORE project, co-financed by the Prevention of and Fight against Crime Programme of the European Union. European Commission-Directorate General Home Affairs.

¹⁴ CFS (2013). Nota Stampa: Forestale: furti di legna, nuova realtà criminale. Corpo Forestale dello Stato, Rome.

¹⁵ D.P.R. n.633 del 26 Ottobre 1972. "Istituzione e disciplina dell'imposta sul valore aggiunto".

(<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.del.presidente.della.repubblica:1972-10-26;633>)

¹⁶ HSコードに相当する、EUの対外的な共通関税設定のための「合同関税品目分類表 (CN: Combined Nomenclature)」に基づく品目コード

このうち、薪については、家庭用年間総消費量の 18.4 百万トンのうち、半分弱が自家生産され、半分強は市場取引を経ている。後者のうち、5分の4程度が地下市場で取引され、年間 9.5 百万ユーロの付加価値税が徴収し損なわれているとする研究¹⁷も存在する。

また、梱包材としての木製パレットについても、その他の商品の輸送に使用する場合であっても、返却されない限りは付加価値税の課税対象であり、多くの申告・納付漏れについての報告¹⁸がなされている。

背景として、EU域内の国際取引において、従来は販売者が購入者から税額分を徴収して購入者の所属する国に納税するという煩雑な義務があったため、納税の障壁であると考えられていた。これを受け、2015年に付加価値税のリバース・チャージ制度が導入され、納税義務が購入者に移行したため、全て購入者がその所属する国に直接納付するようにするなど、いくらか対策が施されている。

表 4.4.10 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
送り状（インボイス）	（特になし）
納税申告書	通称は様式 F24

③収入及び利益税

大統領令¹⁹により定められた収入・利益税は下記の種類を含む²⁰。

- ・ 個人所得税（Imposta sul Reddito delle Persone Fisiche: IRPEF）
- ・ 法人税（Imposte sul Reddito delle Società: IRES）
- ・ 地方法人税または州事業税（Imposta Regionale sulle Attività Produttive: IRAP）

個人所得税は、林産事業者が個人事業主の場合に適用される。基本的に 23%から 43%までの累進課税制である。

法人税は、法人企業の所得を対象としており、標準税率は 27.5%である。課税対象は源泉や性質によらずに、財務諸表の当期損益に税務調整を加えた所得金額である。ただし、外国法人の場合は、イタリア国内の源泉所得のみに課される。

地方法人税または州事業税は、法人企業が創出した付加価値に課税する。標準税率は 3.9%であり、±0.92%の範囲で各州が調整する裁量を有する。

特に地方法人税または州事業税については、農業や漁業を含む農林水産分野における脱税が頻発していることが報告されており、全産業分野中の脱税総額の割合は 4%程度であるのに対して、同産業分野における脱税率は 63%と推定する報告²¹もある。ただし、林産業のみに限定して推定されたものではない。

¹⁷ Legno Servizi (2015). In Italia il mercato nero della legna da ardere vale 180 milioni di euro. (<http://www.legnoservizi.it/in-italia-il-mercato-nero-della-legna-da-ardere-vale-180-milioni-di-euro/>)

¹⁸ Camera dei Deputati (2009). Atto parlamentare, seduta del 07/04/2009.

¹⁹ Approval of the consolidated law on income taxes. D.P.R. n.917 del 22 Dicembre 1986 (art.32 and 55). (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:presidente.repubblica:decreto:1986-12-22;917!vig=>)

²⁰ Agenzia delle Entrate (2015). Italian taxation.

(<https://www.agenziaentrate.gov.it/wps/content/Nsilib/NSE/Business/Taxes+on+corporate+income/?page=business>)

²¹ Guardia di Finanza (2010). 2010 Rapporto annuale/Annual Report. Corpo della Guardia di Finanza, Rome.

表 4.4.11 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
納税申告書	通称は様式 F24

(3) 伐採施業

① 林業（木材伐採）規則

伐採規則の細則は、州・県などの地方当局レベルで規定・運用している。規定項目は、最短及び最長伐期、伐採施業の季節や施業期間の長さ、保育管理や伐採施業の技術的な評価指標を含む多岐に亘り、前述の森林管理・伐採計画及び伐採許可に係る法令と関連している。

農業食糧・林業政策省直轄の森林警察による過去の報告²²によれば、監督対象のうち、1割強で違反を報告しているが、いずれも罰金程度の軽度のものである。これらの違反報告のほとんどは、伐採等の施業時における立木損傷、天然更新の阻害、土壌損傷等や、灌木等の伐採時における要求基準の不遵守によるものである¹³。

表 4.4.12 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
森林管理計画	(特になし)
伐採届または伐採許可証	(特になし)

② 保護地域及び樹種

保護地域枠組法²³は、保護地域の指定基準および管理方法を規定しており、国立公園、州立広域公園、および自然保護区の3種に区別する。

また、EU指令における欧州連合保護地域生態系ネットワーク（Natura2000）の枠組みの下、大統領令²⁴および省令²⁵により、「種にとって重要な場（Site of Community Importance: SCI）」の指定基準および管理方法を規定している。各州および自治県は各地のSCIを特定して、環境・国土海洋保全省に報告する責任を有し、それを以って正式な指定に至る。同様に「特別保護地域（Special Protected Area: SPA）」についても、絶滅危惧野生動物保護・狩猟法²⁶が規定している。

このNatura2000の指定面積は全森林面積の22.2%に相当しており、そのうち7割強が国立公園、州立・広域公園、および自然保護区にも指定されている。

保護地域枠組法に基づく公園および保護区は、管理当局が作成して、環境・国土海洋

²² CFS (2013). Dossier attività operativa 2012. Corpo Forestale dello Stato, Rome.

²³ L. n.394 del 6 Dicembre 1991 "Legge Quadro sulle aree protette". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:1991-12-06:394!vig=>)

²⁴ D.P.R. n.357 dell'8 Settembre 1997 "Regolamento recante attuazione della direttiva 92/43/CEE relativa alla conservazione degli habitat naturali e seminaturali, nonché della flora e della fauna selvatiche". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.del.presidente.della.repubblica:1997-09-08:357!vig=>)

²⁵ D.M. del 17 Ottobre 2007 "Criteri minimi uniformi per la definizione di misure di conservazione relative a zone speciali di conservazione (ZSC) e a zone di protezione speciale (ZPS)". (http://www.gazzettaufficiale.it/atto/serie_generale/caricaDettaglioAtto/originario?atto.dataPubblicazioneGazzetta=2007-11-06&atto.codiceRedazionale=07A09363&elenco30giorni=false)

²⁶ L. n.157 del 11 Febbraio 1992 "Norme per la protezione della fauna selvatica omoeterma e per prelievo venatorio". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:1992;157>)

保全省が承認した管理計画に基づいて管理されなければならない²³。基本的に国家森林警察が監督責任を負うが、自治州および自治県においては、各級森林警察が管轄する。

Natura2000のSCIおよびSPAにおける活動は、州レベルで設定された当局による影響評価の作成を含む承認プロセスを経る必要がある²⁷。ただし、南部のカラブリア州等の一部地域においては、森林施業が影響評価の対象外である。

いずれにおいても、伐採を含む各種森林施業については、州級・県級当局が制定した要求項目に沿って実施する必要があり、当局が管理計画と影響評価を保管することとしている。

環境・国土海洋保全省による報告²⁸によれば、公園および保護区における脅威は、主に人為的な活動によるもので、農林業や放牧地放棄を原因とする表土流出や生息地分断化、化学汚染等である。SCIやSPAについては、同様の脅威のほかに、インフラ整備開発や外来種侵入を原因とするものが挙げられる。ただし、伐採施業による影響については、比較的限定的であることが言及されている。

しかしながら、一方で2013年時点における一部NGOによる報告^{29・30}は、当局による影響評価について、保全状態の考慮不足や環境影響の過小評価等を制度上の不備として指摘している。このため、抑止効果が十分に働かず、その結果として溪畔林・河畔林における違法伐採の事例を数件報告している。

表 4.4.13 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
伐採届または伐採許可証	森林・公園管理計画に準拠
影響評価	一部地域においては森林施業は対象外

③ 環境配慮事項

環境配慮事項の多くは、伐採規則等に組み込まれており、州級・県級当局が制定する要求項目に含まれている。主な目的は、自然的もしくは人為的に発生する損傷の予防や回復、生物多様性の保護を目指すものである。

加えて、国家レベルによる土地利用の制限として、いかなる林内活動も森林の恒続性を犠牲にしてはならず、認可なき土地利用転換を禁じている。また、2005年の国家森林インベントリによれば、87%の森林は水文地質的制限下にあり、該当する林内における森林施業は州級当局の許可を要する。

違反実態としては、上述の伐採規則および保護地域の項目におけるものと同様であり、森林の土地利用転換による事例は限定的である。

²⁷ DPR n. 120 - 12.3.03 (G.U. n. 124 - 30.5.03): "Regolamento recante modifiche ed integrazioni al DPR 357/97 del 8.9.97 concernente attuazione della direttiva 92/43/CEE relativa alla conservazione degli habitat naturali e seminaturali, nonché della flora e della fauna selvatiche". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.del.presidente.della.repubblica:2003-03-12;120!vig=>)

²⁸ Italian Ministry for the Environment, Land and Sea (2014). Italy's fifth national report to the Convention on Biological Diversity (2009-2013). (www.minambiente.it/sites/default/files/archivio/allegati/biodiversita/italian_fifth_report_cbd.pdf)

²⁹ WWF Italia and LIPU (2013). Rete Natura 2000: ecco le cattive opere. Dossier sul depauperamento dei siti Natura 2000 e sulla Valutazione di Incidenza in Italia. (http://awsassets.wffit.panda.org/downloads/dossiernatura2000_lipu_wwf_2013.pdf)

³⁰ LIPU (2009). Determinazione dello stato di conservazione a livello di sito: i parchi nazionali Italiani. (www.minambiente.it/sites/default/files/archivio/allegati/rete_natura_2000/relazione_parchi_nazionale_finale_aprile2009.pdf)

表 4.4.14 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
伐採届または伐採許可証	(特になし)

④ 安全衛生

関連法³¹により、雇用者、被雇用者、更に被雇用者のうち伐採作業班長等の指定管理職について、権利および義務を定めている。いかなる事業者もその規定要求を満たす安全衛生管理システムを構築して、導入・維持しなければならない。システムを構成する主な項目は下記の通りである。

- ① 安全衛生に係るリスク評価
- ② リスク評価の結果に準じた安全衛生管理方法
- ③ 管理方法の導入に係る関係者の義務や役割の特定と割り振り
- ④ 義務や役割に係る訓練
- ⑤ 安全衛生器具等の適切な使用
- ⑥ 機械・設備の安全性と維持管理（法律が指定する場合は、労働社会政策省管轄下の国立労働災害保険協会（INAIL³²）・地域保健局（ASL³³）による定期審査を含む）

他にも、多くの州・自治県は森林作業者の職業能力開発に係る方策を導入している³⁴。

具体的には、安全衛生の適格性向上のため、21 あるうち 16 の州・自治県は定期審査により関連法を遵守している認定した林業事業者の公式登録制度を導入している。

トレント自治県、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、ヴェネト州、ウンブリア州は、労働安全特別教育を実施して、その参加者にライセンスを発行している。州または県級の条例により、公有林における施業や大規模施業を担当する林業事業者に対して、ライセンスを要求することがある。

国家農業統計によれば、特に伐採施業を伴う林産業は、イタリアにおいて労働災害率の最も高い4つの産業分野のうちの一つである³⁵。

農業を含む農林業従事者の労働災害報告件数のうち、死亡災害の1割強、重傷事故の3割強が立木伐採やチェーンソーの使用によるものである³⁶。

特に森林管理施業従事者に限定した労働災害報告件数のうち、4割程度については、罹災者が出稼ぎ労働者であるとされているが、この値の対象に作業道作設や公園管理等は含まれていないため、実際はより多い可能性がある³⁷。

³¹ D.Lgs. n. 81 del 9 Aprile 2008 "Attuazione dell'articolo 1 della legge 3 agosto 2007, n.123, in materia di tutela della salute e sicurezza nei luoghi di lavoro/uso delle attrezzature di lavoro e dei dispositivi di protezione individuale".

³² Istituto Nazionale per l'Assicurazione contro gli Infortuni sul Lavoro の略

³³ Azienda Sanitaria Locale の略

³⁴ D'Alessio, M. (2015). Scelte gestionali del patrimonio forestale regionale e organizzazione delle strutture. Paper presented at ANARF 2015 meeting, Il Ruolo del settore pubblico nella gestione del patrimonio forestale: esperienze a confronto. Nuoro, 5-6th March 2015. (www.anarf.org)

³⁵ INAIL (2012). Rapporto Annuale 2011. Parte quarta/statistiche Infortuni e malattie professionali. Istituto Nazionale Assicurazione contro gli Infortuni sul Lavoro, Rome.

³⁶ INAIL (2015). Report annuale sugli infortuni mortali e con feriti gravi verificatisi nel 2014 nel settore agricolo e forestale. Osservatorio INAIL sugli infortuni nel settore agricolo e forestale, Rome (Italy).

³⁷ INAIL (2012). Andamento degli infortuni sul lavoro. Istituto Nazionale Assicurazione contro gli Infortuni sul Lavoro, Rome (Italy).

表 4.4.15 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
リスク評価報告書	伊名 : Documento di Valutazione dei Rischi
安全衛生訓練記録	(特になし)
機械設備の定期審査報告書	INAIL/ASL により実施・作成

⑤ 合法的な雇用

森林作業者は、正規雇用か否かを問わず、国家団体労働協約（CCNL）が定義する要求項目および労働条件に準拠して雇用される必要がある。国立労働災害保険協会（INAIL）が加入義務のある社会保険を提供しており、その対象者である農業従事者に林業従事者が含まれている^{38・39}。したがって、非正規雇用者にも社会保険の加入が義務付けられる。

就業可能な最低年齢は 16 歳であり、いかなる場合にも義務教育を確実に修了させることが求められる。更に、18 歳未満の労働者の危険労働や夜間労働を禁止している^{40・41}。

また、国家労働法は、雇用・役職機会や労賃等を含む、性別に基づくいかなる差別をも禁止しており、産後権利を保障している。年齢や個人的信条、宗教、障害や性的指向に基づく差別も同様に回避するための要求項目を設定している。

前述の通り、一部州・自治県における順法事業体の登録制度や、労働安全の特別教育を基にしたライセンス制度を運営しており、合法的雇用の管理制度として機能する⁴²。

林産業分野における雇用状況の公式統計は量的にも質的にも限定的であるが、同国における大衆の一般認識として、同業界は現在益々「技術がなく装備も不十分で、不定期に低賃金で雇用され、労働災害の高いリスクに晒される」傾向にあるとされている⁴³。

国家統計においても、農業・狩猟・林業分野という括りではあるが、非正規雇用率の 3 番目に高い産業分野という結果があり、2009 年時点では全被雇用者の 4 分の 1 程度が非正規雇用とされる⁴⁴。これは主に小規模素材生産業者等により雇用される出稼ぎ労働者が多くを占めている⁴⁵。

森林作業者の総人数の 6 割強を占める南部を中心とした公務員や、1 割弱の森林組合従事者は正規雇用率が高く、一方で 3 割程度である民間林業事業者が灌木林や薪炭林で施業する際に非正規雇用者を利用する傾向が強いとされる^{46・13}。

³⁸ D.P.R. n.1124 del 30 Giugno 1965 "Testo unico delle disposizioni per l'assicurazione obbligatoria contro gli infortuni sul lavoro e le malattie professionali". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.del.presidente.della.repubblica:1965-06-30;1124!vig=>)

³⁹ D.Lgs n.38 del 23 Febbraio 2000 "Disposizioni in materia di assicurazione contro gli infortuni sul lavoro e le malattie professionali". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legislativo:2000-02-23;38!vig=>)

⁴⁰ L. n.777 del 17 Ottobre 1967 "Tutela del lavoro dei bambini e degli adolescenti". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:1967-10-17;977>)

⁴¹ D.Lgs n.345 del 4 Agosto 1999 "Attuazione della direttiva 94/33/CE relativa alla protezione dei giovani sul lavoro". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legislativo:1999;345>)

⁴² D.Lgs n. 227 del 18 Maggio 2001 (art.7, agg.1) "Orientamento e modernizzazione del settore forestale". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legislativo:2001;227>)

⁴³ Consiglio Editoriale della Rivista Sherwood (2002). Il lavoro irregolare negli interventi selvicolturali. [online]. (<http://www.selvicoltura.it/OLAB/ARCHIVIODOCUMENTI/File/Articoli/IRREGOLARI.pdf>)

⁴⁴ ISTAT (2011). La misura dell'occupazione non regolare nelle stime di contabilità nazionale. Istituto Nazionale di Statistica, Rome.

⁴⁵ Costanzo, A. (2010). Il binomio immigrazione- agricoltura. Rapporto di una ricerca qualitativa in Toscana. Laboratorio di studi rurali Sismondi, Pisa.

⁴⁶ Pettenella D., Secco, L. (2004). Il lavoro in selvicoltura. Sherwood n. 97, Speciale atti convegno lavoro in bosco: p. 6-14.

表 4.4.16 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
労働契約書	(特になし)
INAIL 事業者登録書	(特になし)

(4) 第三者の権利

① 慣習的な権利

国家法と相反しない場合に慣習権は州法で公認され、細則が規定される⁴⁷。

慣習権の一種である共有財産権は、地域社会に共有地（コモンズ）からの自然サービス（木材・山菜の採取、放牧、漁猟等）を享受する権利を与えるものである。

共有財産権を主張する者は、その集団名簿を作成して所定の手続きを経ることにより、転売や分割、不法占拠による取得や土地利用方法の変更ができないことを条件に、その共有財産権が保障される。

共有財産権の保護については、国家法による詳細な規定に基づき、各州に共有財産権の協議会が設置され、係争等にも的確に対処するための組織的な取組が往年より確立されている。

表 4.4.17 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
慣習権の公認関連文書	(特になし)
土地台帳図	(特になし)

② FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）

FPIC について定める法制度は、同国に存在しない。

③ 先住民族の権利

同国において、先住民族は認識されていない。

(5) 貿易と輸送

① 樹種、量、品質の分類

木材製品・消費財の輸送の際は、送り主と荷受人、そして品物の樹種を含む質・量についての情報や積載の様子の写真等を掲載した、納品書または送り状を帯同する必要がある^{48・49}。

⁴⁷ L. 16 June 1927, n. 1766 Conversion into law of R.D. May 22, 1924, n. 751, concerning the reorganization of the civic uses in the Kingdom, the RD August 28, 1924, n. 1484, amending Article. 26 of R.D. May 22, 1924, n. 751, and R.D. May 16, 1926, n. 895, extending the time allowed by art. 2 of R.D.L. May 22, 1924, n. 751.

⁴⁸ Presidential Decree n. 627 of October 6, 1978 (article 3) "Additional and corrective regulations on the Presidential Decree no. 633/1972, concerning the introduction and regulation of value added tax, pursuant to the delegation provided dall.art.7 law of 10 May 1975 (249) on the introduction of the obligation to issue the accompanying document for goods in transit". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:presidente.repubblica:decreto:1978-10-06;627~art1-com2-let1>)

⁴⁹ Presidential Decree 472 of 14 August 1996 "Implementation of the provisions contained nell'aert.3, paragraph 147, letter d) of Law 28 December 1995, 549, regarding the abolition of the packing slip of goods traveling". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:presidente.repubblica:decreto:1996-08-14;472~art1>)

森林警察⁵⁰および経済財政省管轄下の財務警察⁵¹は、灌木林からの薪炭材の非公式取引の輸送時に、それらの書類が帯同されていない、または捏造されている傾向が強いことを指摘している。

表 4.4.18 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
納品書	伊名 : Documento di Trasporto (DdT)
送り状	輸送時に発行された場合
受領証	伊名 : Nota di consegna

② 貿易と輸送

輸送時に送り状が帯同しない場合は、前項と同様に輸送日、送り主・荷受人・輸送者、品物の品目・質・量についての情報を記載した納品書が必要となる^{48・49}。納品書は2部必要で、一部ずつ送り主と受取人が、最低10年間保管する必要がある。納品書は荷物と同封するか、輸送日と同日付で別途郵送、宅配、またはEメールで送付する。

送り状や納品書の発行状況は、(2)②「付加価値税とその他売上・販売税」の項目で示した、地下市場で取引される薪炭材に課されるべき付加価値税の脱税と関連している。

薪炭材の総消費量のうち、自家生産による消費と市場経由による消費の分量は半々であるが、市場経由の消費のうち2割程度しか適切に付加価値税が納付されていない⁵²。そのため、薪炭材については市場経由の消費の8割程度、つまり総消費量の4割程度について、送り状または納品書が発行されていない可能性が示唆される。

表 4.4.19 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
納品書	伊名 : Documento di Trasporto (DdT)
運送状	伊名 : Lettera di vettura
船荷証券 (B/L)	伊名 : Polizza di carico
受領証	伊名 : Nota di consegna

③ 外国間貿易と振替価格操作

いかなる財政・投資活動も、経済財政省令によりタックス・ヘイヴンまたはブラックリスト国家として登録された税制優遇国家で実施される場合は、脱税目的であるとして自動推定的に有罪とされ、それを否定するに足る十分な証拠がない限りは、通常の脱税と比較して倍の罰則が科される^{53・54・55}。

⁵⁰ CFS (various years). Dossier attività operativa. Corpo Forestale dello Stato, Rome.

⁵¹ Guardia di Finanza (various years). Rapporto annuale/Annual Report. Corpo della Guardia di Finanza, Rome.

⁵² Co.Na.I.Bo (2014). Proposta di detrazioni fiscali sull'acquisto della legna da ardere. Tecniko&Pratiko, 108: p.11.

⁵³ D.M. del 21 Novembre 2001 "Individuazione degli Stati o territori a regime fiscale privilegiato di cui all'art. 127-bis, comma 4, del testo unico delle

imposte sui redditi (cd. "black list")". (https://www.agenziaentrate.gov.it/wps/file/Nsilib/NsiOLD/Documentazione/Fiscalita+internazionale/Black+list/Black+list+in+vigore+dal+19+febbraio+2002/Decreto+Ministeriale+del+21+novembre+2001/Decreto+del+21_11_2001+-+Min.+Economia+e+Finanze_+aggiornato.pdf)

⁵⁴ Leg. 78 of 1 July 2009 (Title II) "Anti-crisis measures and extension of time / anti-avoidance measures and international and domestic anti-circumvention". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legge:2009-07-01;78>)

⁵⁵ D. L. n. 78 of 31 May 2010 "Urgent measures for financial stabilization and competitiveness", Art. 26. ([\)](http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legge:2010-05-31;78!vig=)

また、外国子会社合算税制として、外国子会社はその国における主な経済活動として産業・貿易の活動実態を証明できない限りは、その国において留保された利益は親会社に配当されたものとみなして、イタリア国内の総収入金額に算入して順当に課税する。この外国子会社の所在国が、前述の省令による登録国でなくとも、イタリアで該当する課税金額の半額未満しか課税されない場合は、外国子会社合算税制が適用される。

租税回避の実態として、財務警察によれば、2013年時点で152億ユーロの租税回避地に絡む脱税行為を特定した⁵⁶。その多くはイタリア国外におけるペーパーカンパニーの設立や、イタリア国内における外資企業による経済活動の未申告によるもので、他には振替価格操作や資金移動によるものを含む。ただし、これは林産業に限定した統計報告ではない。

特にイタリアを含む欧州諸国と取引のあるコンゴ民主主義共和国やコンゴ共和国等のサブサハラ・アフリカ諸国においては、振替価格操作が一般的であるとした上で、林産企業の関与を示唆する報告⁵⁷も存在する。しかしながら、これも同様にイタリア系林産事業者の関与を明確に示すものではない。

表 4.4.20 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
歳入庁監査報告書	歳入庁は財務警察と共に法施行の監督業務を担当する
(移転価格税制における) マスターファイル	・歳入庁決定 ⁵⁸ により規定 ・多国籍企業グループは組織構造、事業、保有無形財産、グループ間金融活動、財務・納税状況等を記述して、年次毎に歳入庁に提出

④ 税関規則

輸入者は税関庁に輸入関連文書を提出する必要がある、記載内容として下記を含む⁵⁹。また、FLEGT ライセンスの発行された製品を輸入する場合は、一定の手数料の支払いが求められる⁶⁰。

- ① 輸出者情報
- ② 梱包重量と正味重量
- ③ 輸送手段（トラック、コンテナ、列車車両、航空便等の特定番号を含む）
- ④ 納品書（DdT）との紐づけ情報
- ⑤ 品目

一方で輸出者については、税関庁に輸出関連書類を提出する必要がある、記載内容と

⁵⁶ Guardia di Finanza (2013). 2013 Rapporto annuale/Annual Report. Corpo della Guardia di Finanza, Rome.

⁵⁷ Greenpeace (2008). Conning the Congo. (www.greenpeace.org/international/Global/international/planet-2/report/2008/7/conning-the-congo.pdf)

⁵⁸ Financial State Agency, ruling 2010/137654 of 29 September 2010. (www.agenziaentrate.gov.it/wps/wcm/connect/531de980442227faa4c0af05cd3f91ea/Prov+29092010+e+allegato+A.pdf?MOD=AJPERES&CACHEID=531de980442227faa4c0af05cd3f91ea)

⁵⁹ Council Regulation (EEC) No 2913/92 of 12 October 1992 "Community customs code". (<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/IT/TXT/?uri=celex:31992R2913>)

⁶⁰ D. Lgs n. 178 del 30 Ottobre 2014 "Attuazione del regolamento (CE) n. 2173/2005 relativo all'istituzione di un sistema di licenze FLEGT per le importazioni di legname nella Comunità europea e del regolamento (UE) n. 995/2010 che stabilisce gli obblighi degli operatori che commercializzano legno e prodotti da esso derivati. (14G00191)" (<http://www.ambientesicurezzaweb.it/wp-content/uploads/sites/5/2014/12/Legname.pdf>)

して下記を含む⁶⁰。

- ① 品目
- ② 製品の原産地
- ③ 輸送手段（トラック、コンテナ、列車車両、航空便等の特定番号を含む）
- ④ 納品書（DdT）および輸出先国が要求する場合は植物検疫証明書との紐づけ情報
- ⑤ 仕向国

輸出入共に、これらの情報は全て税関申告書の記載内容と一致した上で、我が国の HS コードに相当する、EU 合同関税品目分類表（Combined Nomenclature: CN）の品目コード（CN コード）によりの確に分類される必要がある。税関庁によるこれらの分析・承認後に初めて輸出入が許可される。

植物検疫については、イタリアは EU 指令⁶¹に準拠した国内法⁶²の下、国家級および州級の植物防疫所による検査対象として、製材品、木質チップ、おが屑等の木材残渣、梱包・輸送・保護用材等を CN コードでリスト⁶²化して規定している。また、対象製品の全ての国内製造者および卸売業者は、検査を担当する植物防疫所から事業認可を受ける必要がある。

特に、植物検疫における木材梱包材については、輸入規制ガイドライン ISPM No.15 を EU 指令で適用している⁶³。イタリア国内において生産されたか、熱処理または薫蒸による消毒処理を受けた梱包材の登録が必要で、木材事業者の連合会 ConLegno が窓口業務を担当している。

なお、税関庁による木材製品に特化した違反報告は公表されていない。ISPM No.15 による木材梱包材の登録済み国内事業者数は 1300 を超えるものの、これについても統計は公表されていない。

表 4.4.21 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
税関申告書	（特になし）
輸入通関申告書	（特になし）

⑤ CITES（ワシントン条約）

イタリアはワシントン条約を批准しており⁶⁴、管理・科学両当局に環境省を据え、その連携の下に輸出入許可当局に経済開発省を、再輸出許可当局に防衛省管轄下の国家治安

⁶¹ Council Directive 2002/89/EC of 28 November 2002 “amending Directive 2000/29/EC on protective measures against the introduction into the Community of organisms harmful to plants or plant products and against their spread within the Community”. (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32002L0089>)

⁶² D.Lgs n.214 del 19 Agosto 2005 "Attuazione della direttiva 2002/89/ce concernente le misure di protezione contro l'introduzione e la diffusione nella comunità di organismi nocivi ai vegetali o ai prodotti vegetali" (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legislativo:2005-08-19;214!vig=2014-10-31>)

⁶³ Commission Directive 2004/102/EC of 5 October 2004 “amending Annexes II, III, IV and V to Council Directive 2000/29/EC on protective measures against the introduction into the Community of organisms harmful to plants or plant products and against their spread within the Community” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX%3A32004L0102>)

⁶⁴ L. n.874 del 19 Dicembre 1975 "Ratifica ed esecuzione della convenzione sul commercio internazionale delle specie animali e vegetali 58 Timber Legality Risk Assessment – Italy in via di estinzione, firmata a Washington il 3 marzo 1973". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:1975-12-19;874>)

警察隊（森林軍警）を、それぞれ指定している。

施行に当たり、懲罰として、罰金、逮捕、物品の差押えと没収を定める⁶⁵。

全国規模で、国際空港や湾港の 23 箇所において、輸出入許可の確認を実施しており、主要都市の 28 箇所において、捜査・施行強化体制支援をする認証事務所を構えている。

なお、条約登録種のうち木材利用に供する樹種は、イタリア国内に生息していない⁶⁶。

また、2015 年に森林警察は輸入税関において 68,000 件の CITES に係る許可証等を検査して、174 件の違反事例を特定しているが、木材製品の違反事例は無かった⁶⁷。

表 4.4.22 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
CITES 許可証	イタリアに輸出する国が発行
輸入承認証/事前確認書等	イタリアの経済開発省が発行

⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

欧州委員会により、イタリアにおける欧州連合木材規則（EUTR）に基づく国内規則の施行は、既に完了したと公認されている。

監督当局（Competent Authority）は農業食糧・林業政策省の管轄下にある森林警察であり、事業者の抽出調査等のモニタリングを実施しているが、国家治安警察隊（Carabinieri Forestali）に権限を段階的に移譲しており、最終的に今後数年以内には全権限を移譲する予定である。

EUTR において、EU 市場に最初に木材・木材製品を出荷する者は operator と呼ばれ、国産材の場合は木を伐採して市場に販売した者が、また輸入材の場合は木材・木材製品を商業目的で EU 域内に初めて持ち込む輸入事業者が該当する。また、木材・木材製品を operator から購入して域内取引を実施する者は trader と呼ばれ、区別されている。

operator には、デュー・ディリジェンス（DD）が義務付けられている。また trader は、取り扱う木材・木材製品の直近の購入先と販売先（販売する場合のみ）の情報を明確にし、保存しておく義務がある。この情報を段階的に遡及すれば、operator を特定することが可能である。イタリアにおいて、これらの義務の違反が確定した者は、段階的な警告等を経ることなく、最大 1 万ユーロの罰金刑または 1 年以下の禁固刑に処される。

イタリアは operator と trader の登録制を設けており、operator の登録事業者数は同国が 2 万超と最大級で、trader 登録事業者数はその 3 倍近くが存在している。零細・中小規模事業者が大半を占めることから、非常に複雑なサプライチェーンを形成している。

また、EU 当局の承認を受け、顧客の DD システムの構築を支援すると共に、その適正運用を評価して当局に報告する第三者監査機関(Monitoring Organization: MO)として、FederLegno をはじめ、事業者向けに DD のコンサルティング・サービスを提供している民間機関もあり、輸入相手先国の国家リスク評価等を代行して顧客に情報提供している。

⁶⁵ L. n.150 del 7 Febbraio 1992 " Disciplina dei reati relativi all'applicazione in Italia della convenzione sul commercio internazionale delle specie animali e vegetali in via di estinzione, firmata a Washington il 3 marzo 1973, di cui alla legge 19 dicembre 1975, n.874, e del reg. N.3626/82, e successive modificazioni, nonché norme per la commercializzazione e la detenzione di esemplari vivi di mammiferi e rettili che possono costituire pericolo per la salute e l'incolumità pubblica". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:1992;150>)

⁶⁶ UNEP-WCMC and CITES (2015). SPECIES+ database. (<http://www.speciesplus.net>)

⁶⁷ CFS (2015) Nota Stampa: l'attività del Servizio CITES del Corpo Forestale dello Stato. Corpo Forestale dello Stato, Rome.

DD の費用対効果や規制違反による懲罰リスクを考慮して、以前は operator であった事業者が trader に転じ、その他の operator から木材・木材製品を調達する事例が増加しているという、MO からの聴取結果もある。

前述の国家治安警察隊は、国産材および輸入材の operator および trader のうち、年間 300 件程度を抜き打ちで審査している。現在までに、例としてミャンマー産チーク材の輸入に際する DD システムの未整備による罰金事例等は存在するが、違法伐採材の取扱が明確に発覚したことによる違反事例は未だない。ただし、同監督当局の資金的・人的資源不足や、戦略的な審査対象の選定が為されていないとして、法施行の体制が万全でない指摘する環境 NGO からの聴取結果もある。

表 4.4.23 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
デュー・ディリジェンスの実施記録	(特になし)

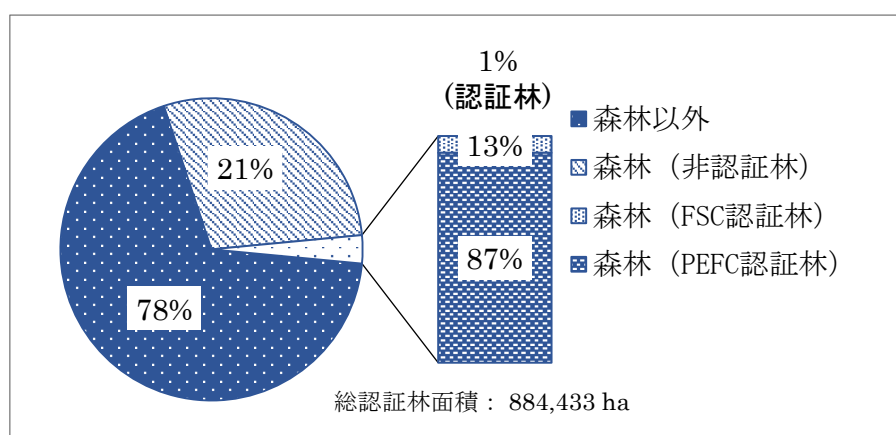
4.4.3 森林認証制度

1) FM 認証及び国産認証材の普及概況

FM 認証については、過去 5 年間で 3 割程度増加しており、取得面積が拡がりつつあるものの、その絶対数は限定的で、総森林面積の 1 割強である。

PEFC の認証面積は FSC の 10 倍以上あり、圧倒的な多数派である。

形態としてほぼ全ての認証が FM/CoC であり、特に北部山岳地帯における薪炭材またはチップ用材の生産林である。



※国土面積及び森林面積は 2015 年推定値、FSC は 2019 年 2 月時点、PEFC は 2018 年 9 月時点⁶⁸
 ※FSC 及び PEFC の認証面積は重複する場合がある

図 4.4.8 イタリアの国土に占める森林と認証林の割合

⁶⁸ FSC 及び PEFC ”Facts & Figures”

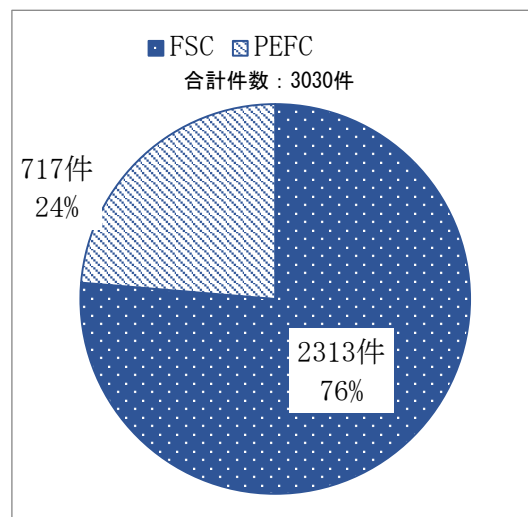
2) CoC 認証の普及概況

CoC 認証については、過去 5 年間で 4 割程度増加しており、総取得件数は他国と比較しても非常に多く、中国、ドイツ、イギリスに次いで世界第 4 位である（FSC は 3 位・PEFC は 5 位）。

FM 認証と異なり、FSC が総取得件数の 4 分の 3 を占め、多数派をなしている。

特に FSC・CoC 認証の取得件数に占める室内用家具は 600 件程度と 4 分の 1 を占め、木製家具における森林認証普及率が高いことが伺える。

実際に、2018 年に開催された、イタリア家具のアジア市場向け展示会として最大規模を誇るミラノサローネ上海で木材家具を展示した出展者のうち、10%を無作為抽出したところ、ほぼ全社が森林認証を取得しており、木材家具取扱輸出事業者による森林認証の利用率が高いことが示唆される。



※FSC は 2019 年 2 月時点、PEFC は 2018 年 9 月時点⁶⁸

図 4.4.9 イタリアにおける CoC 認証の取得状況